

一般社団法人神奈川県剣道連盟 会員の年間会費の額を定める規則 (案)

第1条 この規則は、一般社団法人神奈川県剣道連盟定款第3章第8条に基づき、同法人会員規則第3条第1項の会員の年会費の額を定めるものとする。

第2条 前条の額は次のとおりとする。

単位:円

区 分	年会費額	内 訳					
		剣道加入者		居合道・杖道加入者			両道加入者納付金
		県納	支部収	県納	支部収	居合・杖道	
高校生(同相当年齢以下)	1,000	500	500	500	200	300	300
一 般 (含 大 学 生)	3,000	1,300	1,700	1,300	800	900	900
称 号 保 有 者	5,000	2,000	3,000	2,000	1,500	1,500	1,500

第3条 当分の間、団体会費については徴収しない。

第4条 各支部は別途に支部としての会費を徴収することができる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。